

## **平成28年度 第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会 会議録**

日時 平成29年3月6日（月）午前10時00分から正午まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

### **<会議次第>**

開会

#### 1 議題

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会について
- (2) 障害者差別解消の推進に係るこれまでの区の実践について
- (3) 文京区における障害を理由とする差別に関する相談事例等

#### 2 その他（意見交換）

閉会

### **<障害者差別解消支援地域協議会委員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、住友 孝子 委員、賀藤 一示 委員、  
小和瀬 芳郎 委員、飛沢 未来 委員、本村 哲 委員、寺澤 弘一郎 委員、渡辺 泰男 委員、  
梅谷 俊夫 委員、北原 隆行 委員、瀬川 聖美 委員、二瓶 紀子 委員、前芝 博樹 委員、  
諸留 和夫 委員、本山 棗子 委員、小野澤 勝美 委員、大形 利裕 委員、  
安達 勇二 委員、林 顕一 委員、須藤 直子 委員、石原 浩 委員、久住 智治 委員

#### **欠席者**

井上 博和 委員

### **<幹事>**

#### **出席者**

福澤 正人 経済課長、中島 一浩 障害福祉課長、渡瀬 博俊 予防対策課長、  
久保 孝之 保健サービスセンター所長、安藤 彰啓 教育センター所長、

**障害福祉課長：**これより平成28年度第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会を開会いたします。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、文京区でも様々な取組を行っているところでございます。その取組の一環として今回、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置することが出来ましたので、改めて皆様に感謝申し上げます。

本日の議事進行ですが、本日第1回ということで、委員の皆様には委嘱状の交付をさせていただきます。

また、障害者差別解消支援地域協議会の設置要綱の規定に基づき、会長及び副会長の指名をさせていただきます。その後、会長の進行に基づき議事に入っていきたいと思っております。

それでは委嘱状の交付に入らせていただきます。

(委嘱状の交付、委員自己紹介)

**障害福祉課長：**続きまして、設置要綱に基づき会長の指名をいただきたいと思います。要綱には、委員の互選により決定するとありますが、どなたか推薦ありますでしょうか。

**住友委員：**高山委員を推薦します。

**障害福祉課長：**今、住友委員より、高山委員の推薦がありました。他にありますでしょうか。

それでは他にないようなので、高山委員に会長をお願いしたいと思います。

**高山会長：**改めてよろしく申し上げます。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、地域ごとに障害者の差別に関わることを協議する場を設けることになっておりますが、文京区にもこのような協議会の場が出来ることは大変大きなことだと思っております。これができたことによって、差別とは何かを考え、差別のモノサシを統一的に作っていくことが重要になってくると思っております。従いまして、この協議会では文京区の中の様々な事例を取り上げて、具体的に差別のモノサシ、あるいは差別を解消するためにどうしたら良いか、ということをごみんなで議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**障害福祉課長：**ありがとうございます。続きまして、設置要綱に基づき会長に副会長を指名させていただきます。高山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**高山会長：**それでは、副会長は会長の指名ということですので、障害のある方の研究をずっと続けてきました東洋大学の志村委員をお願いしたいと思います。

**障害福祉課長：**それでは、今、高山会長から指名がありました志村委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。志村副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

志村副会長：改めまして志村です。高山会長とペアで今後ともよろしくお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、ここからは高山会長に議事進行をお願いいたします。

高山会長：それでは議題に入ります。まず（１）障害者差別解消支援地域協議会について、事務局より説明をお願いします。

障害福祉課長：まず、議題に入る前に資料の確認をお願いします。（資料確認）

それでは、（１）障害者差別解消支援地域協議会について説明いたします。

障害者差別解消支援地域協議会についてお話する前に障害者差別解消法の趣旨について確認の意味を含めてお話させていただきます。お手元に「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち」というパンフレットをご用意ください。この法律は、日本が障害者権利条約を批准するに当たり、国内法の整備の一環として制定されたもので、平成28年4月に全面施行されました。この法律の主な目的は、障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現することです。その目的を達成するために、この法律では大きく二つのことを求めています。一つには障害がある方に対する不当な差別的取扱いの禁止、もう一つは合理的配慮の不提供の禁止です。不当な差別的取扱いとは正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。例えば、レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害がある人を、車いすを利用しているという理由で断るということがこれに当たります。ちなみにこれは行政機関、民間事業者、どちらにも義務付けられていて、差別の禁止は義務、ということになります。

次に合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。これは、窓口などで障害がある方から意思の疎通を図るための配慮を求められた場合、意思を伝え合うために筆談や読み上げ、手話、タブレットなどを用いることがこれに当たります。ちなみにこれは行政機関には義務付けられますが、民間事業所には努力義務とされています。

それでは、資料第1-1号「文京区障害者差別解消支援地域協議会について」をご覧ください。本協議会はこのような法の趣旨に基づき、共生社会の実現に向けて、地域における障害者差別に関する情報などを共有し、障害者差別を解消するための取組みを効

果的かつ円滑に行うことを目的として設置するものです。

本協議会で所掌する事項については、「2 所掌事務」をご覧ください。(1)複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有、(2)関係機関等が対応した相談に係る事例の共有、(3)障害者差別に関する相談体制の整備、(4)障害者差別の解消に資する取組の共有・分析、(5)構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し、(6)障害特性の理解のための研修・啓発、障害者差別の解消に資する取組の周知・発信、といったことになっております。

続きまして、構成員になります。構成員については、資料第1－3号をご覧ください。

こちらに委員の名簿を付けさせていただいておりますが、障害当事者が家族の方を含めて4名、民間事業者が4名、障害福祉サービス事業者が2名、学識経験者等専門的知識を有する方が5名、地域の関係団体が3名、障害福祉に関係する機関の方が2名、区の関係する部長が4名の計24名となっております。

続きまして今後のスケジュールについてですが、第1回目の協議会が本日ということで、平成29年度以降は、当面は年に2回を目途に開催したいと考えております。なお、他区での本協議会の設置状況ですが、平成28年10月1日現在の内閣府調査によりますと、23区のうち、すでに13区が設置済み、設置予定としては28年度中に5区、29年度中に2区、未定が2区という形になっています。

なお、本協議会の任期につきましては、資料第1－2号本協議会の設置要綱第4条に基づき、委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとさせていただきます。また、本協議会は個人情報を含む内容が議論される場合があるため、非公開とさせていただきます。したがって、委員の皆さまにおかれましては本協議会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはいけない旨の規定を設置要綱に定めさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からのご説明は以上です。

**高山会長：**今の説明に関して、ご質問ご意見があればお願いいたします。

**小和瀬委員：**障害者地域自立支援協議会当事者部会長の小和瀬です。

この協議会は、区の組織図の中ではこういった位置づけになるのでしょうか。

**障害福祉課長：**区の中では自立支援協議会と連動しつつ、この協議会の意見は、最終的には地域福祉推進協議会に反映させる位置づけとなっております。

小和瀬委員：ありがとうございました。

小野澤委員：最初なので確認ですが、原則非公開ということなので傍聴は無いということですが、会議録の一人一人の発言については、誰が発言したか分かるようにするのでしょうか、それとも名前は伏せるのでしょうか。

障害福祉課長：今のところ、委員の名前は公表させていただいているので、会議録の中でも委員の名前は載せる形で公表していくこととしています。

高山会長：よろしいでしょうか。今説明があったように、この協議会だけですべてのことを解決するのは難しいので、すでに小和瀬委員も所属している障害者地域自立支援協議会というのがあり、これには就労支援部会もありますし、権利擁護部会も、当事者部会、相談支援部会もありますので、こういうところと連携をしながらいっしょに考えていく、という形になるんじゃないか、と思っています。ほかにはいかがでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。

障害福祉課長： それでは、議題（２）障害者差別解消の推進に係るこれまでの区の実践について説明します。資料第２－１号をご覧ください。こちらは、文京区のこれまでの取組としてまとめたものになっております。まず最初に「１．職員対応要領の作成」ということで、２８年４月１日に施行したものになります。これは、障害を理由とする差別の解消を推進するために、区の職員が適切に対応することを服務規程として定めたものになります。策定に当たっては、当事者から差別と感じたこと等の事例を収集して、職員対応要領における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供等の具体例として反映させていただきました。

なお、事例収集のための取組としては、資料第２－３号をご覧ください。これについては、個別に郵送で調査票を郵送して回答いただいたものと、東洋大学の志村副会長にご協力いただき、グループヒアリングをする形でやらせていただきましたので、それらを取りまとめたものになります。

また、今回、職員の対応要領の策定だけでなく、より実践に近いものとして、職員対応マニュアルも作成しています。現在作成中で、ほぼほぼできあがっておりまして、今月中に、職員対応要領に基づく職員への情報提供ということで、「職員向け障害者差別解消ガイド」というものを作成します。

次に「２．相談窓口の設置」についてです。区の事務事業における障害を理由とする差別に関する相談につきましては各事業を担当する所管課で受け付けをさせていただいています。また、障害者やその家族等が相談しやすい体制とするために、以下の４つの部署を相談受付窓口として設置しております。まず１か所めが福祉部障害福祉課、シビックセンター９階北側で、主に身体障害の方、知的障害の方の相談を受け付けております。次に保健衛生部予防対策課シビックセンター８階南側で、主に精神障害の方、発達

障害の方、難病の方の相談を受けております。次に文京区障害者基幹相談支援センター、こちらは文京区総合福祉センター1階になりますが、こちらでは身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、発達障害の方、難病の方と、幅広く受け付けております。なお、総務部職員課シビックセンター17階南側では職員による差別に関して、例えば職員から差別を受けたということがありましたときには職員課で受けさせていただきますが、あくまでも役割分担としてはこのようになっておりますが、どこの窓口で行かれましたも、それぞれの担当部署につながさせていただきますので、「ここじゃないとだめ」だとか「ここ以外では受け付けない」ということではありません。

次に「3. 障害者差別解消支援地域協議会」についてです。こちらについては、障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、関係機関における障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や障害を理由とする差別を解消するための取組等について協議するという目的で、本協議会を設置させていただいております。

続いて「4. 周知・啓発活動」になります。こちらについては、区職員に対する研修を度々開催しております。次に啓発用パンフレットの作成や配布。また、様々な関係団体・機関に対する周知・啓発。こちらについては、ここにいる委員の皆様にもかなりご協力をいただきました。例えば、食品衛生実務講習会にも参加させていただきましたし、民協の会長会、区商連のニュースにも掲載させていただきました。また、CATVでは椿山荘にもご協力いただいて、差別解消に関する番組を作成させていただいたり、ということで取組みをしてきたところです。こちらにつきましましては、区報、CATVなど様々な広報媒体を活用して実施しているところです。また、差別解消について様々な年代に周知・啓発活動を行うことが必要だということで、資料第2-4号をご覧ください。こちらにつきましましては障害者差別解消グッズということで作成したものです。まず、3つ作成しました。ひとつはかるたです。こども、小学校、幼稚園、保育園等を対象に、遊びを通じて障害者や障害に対する理解を学べるようなものになっておりまして、500セット作成しております。配布先といたしましては小学校、幼稚園、保育園、児童館、育成室等になります。次に日めくりカレンダー。こちらは対象としては、一般企業、区民の方々を対象として作成しました。毎日繰り返し目にすることで障害者や障害に対する理解を深められる内容ということで、1,500部作成し、区内企業、区内福祉事業所、区民等に配布したいと考えております。次にクリアファイルです。こちらは、子供、企業、一般区民と幅広く対象としておりまして、表面は50音の点字をつけてあります。指文字表もこの中で作成しております。裏面にはさきほどご紹介したかるたの一部を裏面に載せて、作成しております。幅広く小、中、幼稚園、保育園、児童館・育成室、区立施設、一般区民等へ配付し、啓発していきたいと考えております。

最後に、「5. 環境の整備」についてです。区庁舎内の環境の整備を平成29年度に実施いたします。一つ目は、区役所の窓口におけるコミュニケーション支援ということで、障害福祉課などに手話ができる職員を1名配置することになっております。それから、コミュニケーション支援として様々なアプリケーションを搭載したタブレット端末を導入することを予定しております。また、区役所が作成する様々な資料を点字化して、視覚障害がある方にも分かりやすいものとするために、点字プリンターの設置も行う予

定です。

説明は以上です。

**高山会長：**今の説明に関して、ご質問ご意見があればお願いいたします。

**諸留委員：**資料2-1号で職員対応マニュアルの作成ということで、マニュアルを作らないといけないのかなと思う気持ちもあり、役所の仕事としてそういうのが必要なのかもしれないが、マニュアルがすべてを網羅して、あらゆることに対応できるわけではないしね、マニュアルというより心の問題でね、バリアフリーの別の会議もあります。心のバリアフリーというのがそこではでてくるんですけど、そういう面が人間全部そうですけどそういう方が大事で、そういう教育で、対応マニュアルというより、それに対応するような心持をもった人を育てるのが大事で、教育ですかね、それが大事だと思います。しかし、実際には昔の区役所に比べると、すごく格段にサービスが良くなっている、窓口に行っても、ちょっとモタモタしていると立っている人が寄ってきて積極的に「何のご用件ですか」と、それは身障者とかではなくても区役所はよくなっている。私が感じるのは、アカデミーというのが財団法人でいわば子会社みたいなもので、2階に事務所があって、言っては悪いが、ちょっと段差というか・・・感じますね。というのは職員ではないんですよ、アカデミーでたぶん雇用されていると思うんですが、そこまで教育されているかわからないですけど、一般の人が区役所に来る人はそれが区に来れば、シビックに来れば全員が区の職員だと思っているわけですから、そちらの方、そのほかに指定管理者制度って、図書館とかいろんなところに指定管理者制度を設けているわけですね。そこまでは大変は大変なんだろうけど、そちらの方にちょっと隙間ってというか、あるよう感じがします。

**高山会長：**重要なお指摘だと思います。いかがでしょうか。行政の職員に対してはマニュアルがあったり、あるいは義務規定がありますよね。指定管理的なところにはどうなりますか。

**障害福祉課長：**区の業務を受ける受託事業者になりますので、区の職員に準ずる形で、今回の対応マニュアルも当然対象となると考えています。

**高山会長：**指定管理者についても対象になっているということですね。ということは、どうやって、そのマニュアルを理解して、対応していくかということが必要になりそうですね。

**須藤委員：**マニュアルと聞くと何だか「形」みたいな感じになりますが、去年まで障害福祉課長をやっていたときに、職員研修などやる中で、考えはわかったと、だけど実は障害といってもいろんな障害があって、視覚障害の方にどうしたらいいんだろうかと、悩んでいるという職員の意見が結構ありました。ということで視覚障害のある方、聴覚障

害のある方それも全く聴こえない方からある程度聴こえる方まで、具体的にどういう対応が必要かということが、わかれば対応ができるということで、マニュアルを作ることになりました。今、こんな形でまとめている、3月末にはできあがる予定です。また、指定管理者や委託契約についても、契約書の仕様書の中に区に準じてやってくださいとか、指定管理者の場合は、要求水準書に職員対応要領に準じてやってくださいと記載しています。

**高山会長：**よろしいでしょうか。差別のことというよりも、むしろ、今部長が言ったように障害とは何かという理解なんですね。障害にはたくさん種別がありますし、また、同じ障害であったとしても、その方のこれまでの生活の歴史の中で違うものがたくさんございますので、障害をどう理解していくかということとはなかなか福祉関係者以外の方々にはなかなか難しいところでもありますので、そこからまず入っていこう、ということになると思います。

**諸留委員：**区役所としてはやっているということで立場としてはわかりますが、あとは個人個人の心の持ち方ですよね。自分自身の気持ちを持って、差別をしないとか親切だとか、あとは個人個人の心にかかってくるんですよね。そういうことですから、そういう教育を子どものときに受けていけばシンプルに成長して大人になっていくんだけど、そういう教育を受けないでそのまま勉強だけやってきて、大人になってしまうと、なかなか年をとってから教育するというのは大変でしょうけれど、あくまでもいろいろ次から次と繰り返し繰り返し教育が大事だと思います。それとついでに申し上げますと、このグッズの作成ということで、子どもということが出てくるんですけど、子どもってというのは、障害者や障害に対する理解を深めるって、子どもはまだよくわからないから、横浜だとかの放射能でもってどうのといういじめの問題がありましたが、子どもって残酷なんですよ。本人は思っていないんだけど簡単に言えちゃう。もちろん未熟だから、そういうことを言っているのか悪いのかわからないくて言うてしまうんでしょうけど、障害だけじゃなくて、そういう教育も大いに小さいころからの家庭のしつけも一番大事でしょうけれど、学校においてもそういう教育がすべてにおいて大事だということを感じます。

**高山会長：**自立支援協議会でも色々な議論になっていまして、特に教育に関してどういうアプローチをしていくのか、ということが求められていると思うんですね。重要なお指摘だと思います。グッズを作っても、これをどう活かしていくか、ということについてもご提案いただきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、具体的な事例をもとにして考えていくのがいいかと思いますので、次の議題に移りたいと思います。

**障害福祉課長：**それでは、議題（3）文京区における障害を理由とする差別に関する相談事例等について、説明します。資料第3号をご覧ください。4月1日から現在まで、文



京区において、差別ということで相談いただいたもの、情報提供いただいたものをまとめたものになります。中身については、本当にそれが差別なのか、というのはこちらで判断をせずにとめてごさいます。不当な差別的取扱が5件、合理的配慮の不提供が3件、相談は2件、情報提供は1件、意見は1件となっております。まず、不当な差別的取扱ということでご相談のあった内容としては、医師による18歳の知的障害者に対する幼児言葉での対応、ということで、保護者の方からご意見いただきました。こちらにつきましては、障害福祉課の方で関係機関に是正を申し入れております。2つ目が、区内飲食店での盲導犬同伴による入店の拒否。こちらについては、障害福祉課の方で、当該店舗に出向いて調査をし、制度の説明を行った結果、事業者としては理解していたが、スタッフとの意思疎通ができていなかった、という回答になりました。

次に合理的配慮の不提供の事例になります。まず、シビックセンターの車いす用トイレの自動ドアの整備を、という意見をいただきました。これについては、数が沢山あるので全部は難しいですが、今年度中に3階の障害者会館のトイレ2つ、地下2階の区民ひろばの裏の多目的トイレについては自動ドアになるように改修をすでにしております。次に公共交通機関の整備ですが、こちらについては当事者の方が各関係機関に直接要望しているということになっておりますが、バリアフリー基本構想の協議会がこちらとも連動してごさいますので、その中でお話をさせていただきたいと思ひます。

最後に相談になります。こちらについては、大規模小売店舗から補助犬、盲動犬だけでなく、聴導犬などを含む補助犬、の受け入れに関する相談がありました。食品等を扱っている関係で、犬を店内に入れない代わりにスタッフが付いてサポートするので犬は外で待ってもらっていてもいいですか、という相談がありました。それについては、制度上補助犬の入店は認められるものになるので、訓練もされているし、衛生的な管理もしっかりされているので、出来れば、入店時には補助犬も同伴で入れてください、という話をしました。ただ、もしご本人が、スタッフが付いていてくれるのであれば、補助犬は外で待たせていても良いですよ、という話があれば別ですが、基本的には補助犬も店内に入れてください、という説明をさせていただき、ご理解をいただいたところですよ。ご報告は以上ですよ。

**高山会長：**具体的な事例について説明がありました。いかがでしょうか。

**諸留委員：**ちょっと酷な言い方かもしれないが、目の不自由な方は一番、表に行くとき不自由で、耳の不自由な方は一般の方にはわからないから、歩くのにはね、自動車がきてクラクションを鳴らされるということもありますが、目の見えない方は自分が歩くときになるべく人に迷惑をかけないように自分自身が気をつけないと。青山一丁目の地下鉄で転落して亡くなったことがありましたね。盲導犬を連れていて、白杖も持っていたらしいですが、転落してしまった。まずは、本人が先に気をつけないといけないと思ひます。相談事例も読みましたが、人にばかり要求するのではなく、まずは自分でやることをやっていかないと。世の中ってそういうものだから、そんな世の中で生きていかなくってはならないんだから、どんなことがあったって。そのためには世の中そうだからこ

ういう対応しろとかね、盲導犬の話も、レストランだとかに行くのはわかりますが、犬が嫌いな人や清潔で神経質な人は、犬は、盲導犬はおとなしくてそんなことはないだろうけど、毛があってブルブルとやって嫌がるだろうとか、そういうこともあると思う。なるべくだったら、そういうことも考えて、気を遣ってやられることも必要じゃないか。障害の方には酷な話ですが、現実はそのようではないかと思います。

**高山会長：**他にいかがでしょうか。

**小和瀬委員：**当事者部会の小和瀬です。資料第3号をご覧ください。こちらのものに関して、中島課長からご説明がありました。ありがとうございます。ただこの場合、さきほど前の方の中島課長のご説明によると「いろいろなところに相談をもっていくと、つながる」ということで安心はしていますが、ここを見ると、世の中差別だらけを感じてしまう私がおかしいのかもしれませんが、出てくるものが件数が少ないのかな、と感じています。例えば、相談と差別ということで、どこまでが相談でどこから相談でなくてとか、どこまでが差別で、どこまでが差別じゃないかとか、その線引きがはっきりしないと、あと、例えば区の職員に対しても、その線引きがある程度統一化していないと吸い上げることができないのではないかと危惧しております。

**障害福祉課長：**その危惧がひとつあります。また、差別そのものが同じことが受け手によって随分変わってきてしまう、ということもありますので、今のところは区の窓口に来て「差別を受けた」と言っていたものについて、カウントさせていただいています。様々なご意見もありましたし、一般的にどうなのかということもありますが、ご本人が差別だといってきたものについては、差別という形で整理させていただいております。ではその差別の線引きをどうするのかですが、我々が「ここからは差別でここまでは差別ではない」と言うのは人によって、すごく微妙なところ、ゆれるところですので、今の段階ではご本人の意思、「こういうことなんです」と相談を受けたものについては、そういうことで受け止めさせていただいて、件数としてあげさせていただきます。

例えば日々のご相談がある中で、特に差別という形ではなくて、通常のさまざまな福祉サービスなどの相談の中で、そういった話が出てくれば、カウントさせていただきます。差別を言いに来たという話ではなくて、実は普段の生活の中で「こういう話があるんだよね。」という話があれば、事例として、取り上げさせていただこうと考えています。

**小和瀬委員：**ありがとうございます。

**住友委員：**住友です。よろしくお願いたします。グッズの配布先について説明がありましたが、配布した後、どのような形で周知していくのか教えていただきたいと思います。

**障害福祉課長：**まず、グッズの配布先、特に子供たちについては、かるたということで遊

びながら使ってもらい、学校の方には極力ご活用いただきたいということで、校長会等に出向いて、ご説明させていただくことを考えています。日めくりカレンダー等については、どういったタイミングで配布をすればいいのか、例えば5月、6月くらいにCATVやパブリシティ等で、一斉にうって、こういったものを文京区で作成しましたので、ご活用くださいという形にしていくのか、今戦略を練っているところですけれども、せっかく作成したので、できるだけ宣伝をしていきたいと思っています。

**住友委員：**周知の仕方がすごく大事なことだと思っています。先ほどの諸留委員の話にもありましたが、幼児の時から教育、知ってもらい、ということが大事ですし、バリアフリー委員会の中でもそういう意見は出ています。ただ、アンケートの中にも幼児さん、今、支援学級っていうんですね。私たちの子どものころは特別学級だとか養護学校とかっていう分けをされていましたが、今は支援学級って名前に変わっていますけれど、一部の意見だと思いますが、私たちの子どもが何十年前に体験したような形が、そのままの意見で載っていたのがすごく気になりました。支援学級と普通学級との垣根がすごくあるようにここには書かれているのが気になったので、周知の仕方を考えないと、自分たちとは違う、ただ配布をしてそれを見てください、こういう障害者の方の理解、子どもたちの理解をしてくださいと子どもたちに周知しても、なかなかそれを受け入れられる環境っていうのが、今職員の間とか職員の対応とかそういうことも前とあまり変わっていない気が読んでいてしまったので、周知の仕方というのが、すごく企業に対してもいろんなところに対しても、すごく大事なことだと感じました。

**賀藤委員：**先ほどの諸留委員の話を伺って、私も障害がある娘がいるので心が痛い部分もあるのですが、私は差別のない社会というのは、どんな人でも一人で生きていける社会ではないか、と考えています。障害のある方だけでなく、高齢の方も含めてですが。例えば区の対応ということで考えたときに、最近、我が家でもマイナンバーカードの交付ということがありまして、手順っていうんですか、障害のあるなしに関わらず、ネット環境につながっていないとああいうものはなかなか難しいな、とわかったんですね。交付を受けるにあたって、個人のカードですから個人に渡さなくてははいけない。そういうときに予約をするのに推奨しているのがネットでの予約ということなんですね。そうすると、我が家の場合には家族で申し込みができたので、障害のある子もいっしょに行くことができたのですが、実際に申し込みの場所に行くと、高齢の方でパソコンを使えない方がどうやっていいかわからないから来てしまった、というようなことがあるんですね。そういう状態に陥ることもある意味では差別ではないか、と思っています。先ほどの盲導犬の話や大きな声を出すとか、そういうことについても、ある意味支援体制がしっかりしていて、さらに周知もできていけばいいのではないかと。差別というと、何かやったことに対してひどいことを言われてそれに対して何とかしてくれ、ではなくて、いろいろな人が一人の力で何とか生きていけるようにするにはどうしたらいいか、ということを考えるのが大事ではないかと思っています。

**大形委員：**就労支援センターの大形です。2つ意見があります。一つは、先ほど相談事例が紹介されたのですが、相談事例一件一件は貴重な意見だと考えています。差別した、差別されたということではなくて、相談として上がってきた1件をどう展開するかが問われているのかなと思っています。私は就労支援をしていて、企業に橋渡しをするんですけども、明らかに企業の担当者と考え方が異なることがあります。恐らく考え方の枠といいますかそれぞれ違うのかなと。そこからがスタートで、どう話し合っていくか、展開していくか、上手に展開するとお互い成熟していく、ということがあります。なので、相談事例が挙がってきたときにどう料理していくか、ということが仕組みとしてもうちよっとあると良いかな、と思います。

もう一つは、啓発グッズについてですが、とても良い取組みで、小さいお子さんたちは頭が柔らかいのでいいことだと思いますが、これをみますと、精神障害のある方のかかるたというのが少ない印象です。身体障害の方がほとんど中心で少し知的障害のある方の話題のかかるたの文面もあるんですけども、精神障害のある方がこれから地域の中で働き、生活する、暮らす時代がようやく来たと思うのですが、どうやって理解を進めていく方法があるのかなと、啓発グッズをみて感想を持ちました。

**高山会長：**差別という言葉っていうのは、差別だと言われた方は嫌なんですよね。差別という言葉に関して我々が持っているイメージはマイナスのイメージがありますから、それを突きつけられたりするの嫌ですから。だからあまり出てこなかったり、出たことに対してそこで関係が崩れてしまう感じがありますね。実はこの法律では、「これは差別だ」と言わない限り俎上に載ってこないんですよ。これがポイントなんです。障害がある方が「これは差別なんだ」と言わないとプラットフォームに乗れない仕組みなんです。何が言いたいかというと、重度の知的障害のある方は言えないじゃないですか、それをどうするのかということもありますよね。そういう意味ではいつも差別の問題に関しては、苦情レベルですね。苦情、あるいはおかしいなと思ったことが気軽にいえる相談窓口とか、苦情レベルから見るということですね。特に民間事業者の方々は、苦情をどう受け止めていくかが大切なポイントになってきていると思います。そこにいろいろな課題があったり、あるいは日常業務の中で利用者の方や消費者の方の声をどう聞いていくかということに関しては日頃やっておられることがたくさんあると思うんですけども、そういうことによって質を高めていく、win-winの関係性をどう作っていくか、という方向にもっていかないと、と思います。言うとおかしくなってしまう、ということになると難しいな、というのはよく感じます。なので、苦情レベルの窓口をどういうふうに考えていくのか、というのが大切なポイントだと思います。

もう一つは、課長が最初に話したように、差別解消法というのは、障害者権利条約中の基準の具現化のための一つの法律なわけです。差別だと言うのは権利だ、ということです。ですから、そういう意味では子ども権利条約もありますけれども、障害者権利条約も含めてそういう教育をしていかないといけないでしょうね。しかし権利というのは主張するだけで通るとは限らないわけで、そこで具体的に折り合っていくものだと思います。こういうものをどう作っていくか、ということの中長期的に醸成していきたい

と思います。

ですから、先ほど諸留委員が言われた学校の問題に関しても、その問題をどういう風に考えていくかということ、差別があるかもしれませんが、それと同時にどういう教育をしていかなければいけないか、ということが見えてくるとと思います。また、大形委員が言ったように、どうやってこれを展開していくか、ということ振り分けて整理していかなければいけませんね。

しかし、これが見えてこないとダメですから、障害のある方がどんどんどんどん言えるような仕組み、相談体制をどう作るかを考えていきたいですね。

**本村委員：**今、会長が仰ったことは非常によくわかります。苦情レベルというところで、我々も障害をお持ちの方に働いていただいている、健常者がその方に危険だからと注意をする。その時点で相手の受け取り方が、それは注意ではなくて差別だよ、という形で受けたというようなことが多々あります。それがどうしても、総務とかそういったところで相談をされたときに、やはりこういった形でもう一段階上になってしまうと、事業者側としてはそういったものをなるべく表に出したくない、という意識が働いてしまうので、やはり、苦情レベルでの相談窓口といったものがあると、もっともっとお互いに言い方の部分もありますし、その誤解を事前のところでお互いに理解できるのかなと思います。特に知的障害の方だと、親御さんがおいでになって、親御さんがお子さんからお聞きになった部分を会社の方にお話しいただくので、その齟齬が生じることもあります。もう少し、段階が低いところでの相談窓口があると大変助かると思います。

**梅谷委員：**事業者として今の意見ですが、私どもふたつあってひとつが、普通に補助犬といらしたときに、私たち職員は問題なく受け入れはできるのですが、一般の方がどうしてもちょっと嫌な顔をされる、といったこともあります。ですから、一般の方にもしっかりと理解していただきたい、ということと、もうひとつが一緒に働く側、障害のある方と一緒に働いている私たちももっと勉強していかなければならないと思っています。当たり前だと思っていることが差別ということになってくるかもしれないので、私どもの働く側の教育や指導の仕方というのも、考えていかないといけないと思っています。

**高山会長：**ありがとうございます。私は神奈川県でも同様の協議会の部会長をやっているのですが、神奈川県の問題といえば、津久井やまゆりの事件です。いろいろな意味で差別の構造がそこにある、ということです。ああいうふうに施設に囲い込んでしまうと、差別がない、ということになってしまいます。地域に住む、社会参加する、就労していく、ということに応じて公共交通機関を使ったり、お店に行ったりするわけですね。そして社会の壁にぶちあたって、これはおかしいと言えるかどうか。これは大きいですよ。

**北原委員：**そのお話を受けてですが、文京槐の会北原と申します。知的障害のある方たちの支援を主に関わっておりますが、私どもの施設でも、年間50人くらい教職員の免許

を取るための学生や、社会福祉士などの国家資格を取得するための学生が実習生として来ます。その学生たちに話を聞くと、障害のある方々に深く関わって生活してきた経験がない、という中で育ってきているんですね。うちの施設には重度の知的障害の方もいますから、特異な行動や声を上げたり、ということも日常的にあります。その中で学生は、最初は怖い、どう接したらいいのか、という思いがあったりしますが、一週間、その利用者と接していく中で、そして私たちが説明していく中で、いろいろな行動にも、それぞれの方に理由がある、ということが接している中で分かってくるんですね。分かってくると、「あ、そんなことなんだ」と学生たちの理解が、ずっと自然と心の中におちていきます。最終的には、こういう方々と接することができて良かった、知らなかったただけなんだ、という感想がとても多いです。障害のある方たちと接する環境がない、まずは知っていただく、ということがとても大きいことだと思います。こういうことをしてください、ああいうことしてください、ということではなく、まずは一人一人の方の理解を深めていただくことで、障害のある方が地域で暮らしやすくなるんですね。施設の中にいるときには、障害のある方々は障害のことをあまり感じないで暮らすことが出来ているが、ちょっと外に出ると、障害のある方々のことを知らない人たちの中に出ていくわけですから、障害のことが際立って出てくることがあるんですが、ただ、それも知ってもらおうということを積み重ねることが大事だと思っています。支援の中でも外出の活動を多く取り入れていますので、今日も、利用者が活動で公共交通機関を使って池袋まで外出しています。それ以外にも、毎日誰かしらが出かけています。そういったことに取り組むのも、利用者が地域に出て行って、いろいろ感じることもあるだろうが、僕らが伝えていくことによって、地域で少しでも暮らしやすくなる、知ってもらおうということを日々の支援の中でも大事にしているので、話をしていく中でも、多くの方にちょっとでも知ってもらおうということが、ふっと心の中におちてくるだけで、そんなに問題のないことなんだね、という理解が根付いていくと良いと思っています。

**高山会長：**ありがとうございます。自然と、次の議題に移ってききましたので、各立場からの取り組みやご意見など、今から自由に、意見交換ということで進めたいと思います。

**諸留委員：**先程支援学級という話がありましたので、じかに関わっているわけではないのですが、本を読んだり人の話を聞いたりすると、金澤翔子さんというダウン症の書道家の方について、お母さんが書の先生で、翔子さんはダウン症なのですが、NHKの番組のタイトルに何年か前に採用されて有名になり、本を読んだり講演会を聴きにいったりしましたが、やはり親御さんは、子供のときに、子供を殺して自分も死にたいと考えたことがあったけれど、これではいけないと思い、翔子さんは書道家になったが、ダウン症にもレベルがあるかとは思いますが、彼女は軽いほうだと思いますが、親が活着している間は世話ができるからいいけど、私が亡くなった後どうしようか、ということが切々とくるらしい。仕事を持たないと、食べていけないといけないから。小石川と大塚に福祉作業所がありますが、見合った作業をしています。15万円位になればいいのだけれど、それぞれ手にあった仕事、掃除などもあって、掃除が出来るレベルも何級など

のレベルがありますが、生きていくために、親が活着ている間は施設などに入って、だんだん歳をとってくると、その後はひとりで生きていかなければいけないということになって。先を見て、今も生きていかなければいけないから大事かもわからんけど、何らかの手に職、あった仕事を見つける、民間企業も大企業は何パーセントか雇用をしなければいけないと法律で定められているし、文京区役所の中にも職員がいるかと思ひます。とにかく手に職を持つことが非常に重要でないかと思ひます。

**小野澤委員：**感想になってしまひますが、こういう会議に参加させていただいて思ひ出すのは、約10年前に文京区基本構想を作成しているときに、障害者の当事者の方2名にもご参加いただいて、肢体不自由の方と視覚障害の方、でそういう長丁場の2年位の会議の中でずっとご出席になっていただいて、そういう方に対する会議の資料はどう提示すべきかということから議論したことがあります。その時にたぶん、自治体として初めて合理的配慮という言葉を入れましようよ、ということを経論の中心にした記憶があります。やっとな今こういう形で、こういう言葉がみなさんの前にこうやって普通に出てきたということを経考えますと、そのとき実は私も知らない言葉だったと、記憶しています。何が言いたいかということ、何十年も前と意識が変わらない、当事者のお話とそれを受け入れる側の人間の意識はなかなかズレがあるという話になると思うけれども、その中でひとつのクッションとして大事なのが合理的配慮という考え方が、今出てきたということは、すごく両方のアプローチの仕方が柔軟に浸透できるようなスタンスが出来上がってきたのかな、という気がするものですから、ぜひこういう会議を通して、具体例を含めて、少しずつでも一人一人の意識の中に浸透していくようになればいいと思ひます。

**高山会長：**小野澤委員が言われたように、不当な差別的取扱は案外分かりやすいのですが、合理的な配慮をしていくということがすごく大切なポイントになるんですね。その点は十分に歩み寄らなければならぬし、作り出していかななくてはなりません。ここがポイントだと思ひます。ですから、合理的な配慮をどうしていくのか、ということですね。ですから、そここのところを考へていくようなことの、ある意味で協議会かもしれませんね、基本的には。

**志村副会長：**今の合理的配慮の話ですが、そもそもこの差別解消法が作られる経緯の中で、差別禁止法というものを作ろうという動きがありました。この差別禁止法の元になっているのは、ADAという障害を持つアメリカ人の法律があります。これはすべての人の人権をどう守っていくのか、という法律になっています。つまりそこでは、我々が障害のある方々の立場に立って、代弁活動も含めた権利擁護が必要になってくる、ということになっています。日本語での訳され方ですが、小和瀬さんが一度、配慮なんてしてほしくないよ、普通に扱ってくれればいいんだよ、といった話が以前あったかと思ひのですが、ADAの方では「Reasonable Accommodation（リーズナブル・アコモデーション）」と呼んでおりまして、「合理的」な部分はいいかと思ひのですが、「アコモデーション」のところは「配慮」と訳すとおかしくなってしまう。

むしろ、お互い適応する、とか調和する、とか、そういった意味がありますので、お互い徹底的に対話をして、どこに適応できるか、調和を導き出すことが出来るか、というところがすごく大事なんだと思いますね。高山会長が言ったように、この会議において、合理的な調和を探していこうと、そういったものになると良いと思います。

**高山会長：**もう少しブレイクダウンすると、配慮というのは慮る、ということですね。それは基本的に思いやる、ということなんです。お互いに思いやれる、そういうような関係性やそういうような地域社会を作っていこう、というところに繋がっていくということなんです。法律だけ見ると高尚的になりますけれど、お互いに思いやれる関係性を子供のころから作ろう、ということなんだと思います。これをどう作り上げていくか、ということになりますね。法律的にいかがでしょうか。

**二瓶委員：**人権擁護委員として、法務局や文京区の庁舎の中でも、人権侵害のご相談ということで受けると、先ほど小和瀬委員がおっしゃっていたように、やはりそれをどう吸い上げられるか、たまたま今日私が担当者になったから、私にお話をお聞かせいただいて、相談票にまとめる。これは法務局の人権侵害でやっているところだと、人権侵害だな、というふうに相談者が認知すると、法務局の方につないで法務局に立入調査に入っただけとか、場合によって、双方からお話をお聞ききしてこれは人権侵害だという場合には、指導していただく、というような制度設定になっているのですが、今回の法律ですと、そこまではきっちりとは書かれていない。先ほど小和瀬委員が仰ったように、きっちり相談という形ではなくても、たまたま担当の窓口に入った方が理解ある方だったかどうかで基準がなんとなくあやふやだと、そんな位がまんでできることでしょ、などということ、窓口のその日のその方がそういうスタンスだと吸い上げがうまくいかない、ということになるとまずいので、そのために我々がこの協議会で、後からチェックするという意味で、存在意義があるのかな、と理解はしています。

あとは、法務局の相談ですと、どんな相談でも紙ベースでまとめて、それを職員の方のダブルチェック、トリプルチェックでやっていく制度になっています。文京区の方でも後でチェックできるシステムになっていれば、いいと思います。窓口担当の一人だけが判断しそこで決めて、お帰りいただくとかってなくて、ちゃんとそういうことがいつどういうふうに行ったかというのが項目か何かであれば、いいと思います。

**高山会長：**そうですね。区には障害福祉関係の窓口が4つありますが、4つの窓口の担当のスタッフ同士の定期的な会議みたいなものはあるんですか。

**障害福祉課長：**4つの窓口の定期的な会議というのは今のところ設けておりません。先ほども申し上げたとおり、相談に来る方の感覚は人によって違っていると思います。我々自身もこれははたして差別なのかどうか、というのは聞いていて思うところもあるのですが、それをあえてここで「これは違いますよ」と言うことはせずに、来たものについては受け付けて、数値として上げさせていただきました。今後、この協議会の中で



こういった事例がありました、といったところでみなさんとどういった対応をしていくことが、文京区として地域で差別が無くなっていくために取り組むべきものなのかということ、この中で共有、協議をして、意見があるいは取り組みをしていきたいと思えますし、それぞれ団体にお持ち帰りいただき、団体の中でまた共有していただき、文京区の地域から差別をなくしていきたい、といった趣旨でこの会を作らせていただいています。

なお、議会の方からは、東京都と同様に差別解消条例を作ったらどうか、という会派の意見もありました。一方で、そうではなくて、まず最初に、みなさん同じテーブルについたわけだから、そこで話をして、先程申し上げた調和をどこでみいだすかその中でやはり、文京区版の条例が必要ということであれば作るという方向でも良いのではないか、という意見もありましたので、ご紹介させていただきます。今回定期的に4つの部署が集まって、ということは特に考えてございませぬけれども、必要に応じて対応していきたいと考えております。

**高山会長：**条例を作っているところも勿論ありますが、そうすると強化されていくわけですが、23区ごとにこの問題には特徴があると思うんですよね。文京区の特徴ってどういふことがあるんだらうと。一年か数年かけて、その特徴的な部分を顕在化してくような形で進めていった方が良くないか、という気がしています。すぐ条例化、というのは難しいのかな、と感じています。

**小和瀬委員：**私は障害者で、何かものを言うときに、「私は弱者です」、「私は障害者です」と言ってものを言った途端、強くなってしまふんですね。これで障害のある人と障害のない人が敵対することなく円満に世の中を円熟化して誰にも優しい世の中になっていけばいいな、と思いました。先ほど手を挙げたときは、両親が亡くなって自分しかいなくなって、やる気になって、自分で生きていくのは自分だ、みたいな追い込んだところもあるかもしれないですが、それがあってここまでなれた自分もいるなあ、ということ言いたかったのですが、人には人の様々な事情があります。障害者個々の合理的配慮が必要な場合もあります。それを協議をしていくことで、事例を共有して検討していくことからできればいいかな、と思います。敵対してはダメなんですね、分かりました。

**高山会長：**一回言ってみても良いんですよ。そこから始まりますから。障害の種別によって考え方の違いというのもあります。いろいろな障害のある方とシンポジウムをしたときに、車いすの方は3センチの段差があることでバリアとを感じるわけですね。しかし、白杖をついている方は、ある程度のバリアがないと私たちは外に行けません、と言ふんですね。だから、この違いをどのように捉えていくのか、ということです。だったら2.5センチだったらいいのか、など、そうやって折り合っていくのですけど。そういうことを我々が聞くと「そうなんだ」と思いますよね。あるいはこの前、聴覚障害の方がお店に行ったときに、お店の人の配慮によって、その人は風邪をひいていたからマスクを

して対応していたら、口話でやりますから、マスクをされていると、口の動きが読み取れないから何を言っているのかわからない、ということもあります。だから、こういう障害の理解というものをどうやって啓発していくのか、ということですよ。その中で見えてくるものがあるって、区民の方々が「そうなんだ」とどれだけ思うことができるか、というのが大きいですよ。だから今、当事者部会では「発信」と、言ってますよね。だから発信が大切ですよ。飛沢委員、どうでしょうか。今の意見を聞いていて、感想でも。

**飛沢委員：**争ってはいけない、ということは分かるのですが、障害者の方が優先される場合もありますよね。そうすると健常者は太刀打ちできない。そこも差別だと思うんですけど。

**高山会長：**難しいですよ。津久井やまゆりの事件でひとつ差別になっているのは、匿名の問題ですね。しかし親御さんからすればですよ、そうしてもらいたいという気持ちはよくわかりますね。そこをどうやって考えていくのか、というところに今来ているのだと思います。そういう時代が。本当に大切なのは、障害のある方が、主体的に別に障害のあるなしに関わらず生きれるのかという話になりますから、そこをどう作り出していくのか、今飛沢委員が言われたように、いろいろな問題が含まれていますから、それも議論していかなければいけないので、本質的に議論になってしまいますけれども、そういうことも大切かもしれません。

**安達委員：**差別解消法に基づく協議会でもそうですが、起きてきた物事をどれだけ具体的に調整していけるか、という調整機能がとても大事になると思います。調整機能をちゃんとしていかないと、窓口で受けている人間がどうしていけば良いか分からなくなってしまいます。本人と家族に寄り添って相談を受けていく、受けていきたいと思っても、調整の具体的なスキームがないと我々としてはどうしようもなくなってしまおう、すごいジレンマに陥ってしまうことがあります。ですから、このような協議会をつくるのであれば、具体的な調整機能をどうするか、ということをしっかりやっていただかないと本当にきついな、というのは現場で思っています。

**高山会長：**人権擁護委員の方に上がってきた話というのは、どういう調整というのが入ってくるのでしょうか。

**二瓶委員：**先程も申し上げた通り、例えば、私、今日当番で、待機で一日電話を受けます、ということになりますと、受けた内容すべて書きまして、どういう回答をしたかも書きます。だいたい30分から1時間くらいお話を聞くことが多いですけども、その中でこれは、一窓口担当として「人権侵害のおそれが大いにある」という判断をしますと、法務局の方に「これは調査が必要だ」と思う、ということにつながります。そうすると、

ちょっとここはもう、そこからは法務局の内部の話、内部のことなので私はよく分かりませんが、聞くところによると、双方からよくお話を聞いて、もちろん双方から聞くということは、そういう申し出があったということがバレてしまいますから、内部の問題で同意を取ってからということになりますけれども、お話を聞いて、今の大きい問題だとヘイトスピーチなんかはもうそれは指導して、場合によっては、もう強行的にやる、というふうに聞いております。ただまあ、幸いにして、まだ10年経ってないくらいですが、そういうふうにつなげた案件というのは経験していないので、経験していればその事後がどうなったかを知ることができるんでしょうけれども、そうはいっても法務局が指導をするという、国が指導をするというレベルですので、まあ強制力はないといえられない、これに反した何かペナルティがあるわけでも無さそうですし、限界がある問題かな、とは思います。

**高山会長：**ありがとうございます。

**障害福祉課長：**区内で起きたことについては、たとえば継続的に差別状況が続いているような事例については、それなりに（区でも）対応しますし、逆にたとえば先程言った、飲食店の入店とかというのは、結局こちらでキャッチしたときには、すでに状況が終わってしまっている形になりますので、そういった場合には事後的にわれわれが現地に出向いていってどういったことか、当然ご本人からはお話を聞かせていただいていますので、それだけでは片一方のお話だけになってしまうので、現地に出向いた形で、まあそれを考え総合的に判断をして、法律の趣旨はこういうことなので、ご協力をお願いしたいという形で、区で相談できるもの、区で対応するものはこちらの方がそれぞれ担当で動きますし、どこの担当かはっきり分からなければ、障害福祉課の方で対応させていただきます。

また逆に、国なり都なりの所管になれば、そこからそれぞれの担当ちゃんとなつなげていただきます。

**高山会長：**そうですね。安達委員が言うように、いわゆる生活支援的なものが必要な場合が、どこでその、この差別を、それを受けたひとが継続してやるのかどうかってなってくると、それが段取りですよね。

**安達委員：**相互調整と相互の支援をしていくということになるかと思うのですが、具体的な調整体制をどのようにとっていくのか、そういう問題です。

**高山会長：**いろいろな自治体で具体的な差別とはどういうことなのか、ということ进行调查していますが、基本的には教育が多いんですよ、やっぱり。教育と医療と福祉がなんですよ。この3つって結局は、利用者ですよ。だから、なかなか苦情を含めてなかなか言いにくい構図なんですよ、差別と共に。この3つのところって、やはり多いということに関して、むしろ子供の場合は親とその学校との関係性ということになってしまい

ますから。この3つのところは区の中でも所管が違いますし、こういう縦割りのところで、なかなか問題が上がってきたときに、どういったルートで解決・解消していくか、というのが今はないので、これから作っていくことが課題ですね、そう思いました。他にはないでしょうか。

**諸留委員：**先ほど条例化の話がありましたが、条例は作る必要ないと思います。法律ってそもそも約束を守らない人がいるから、法律を作って、やりましょうという話なので、条例をわざわざ作って、自分たちが、まあ国もそうですけど、議員さんがつくるのならいいけど、行政だと、細かく条例をいちいちこれこれこうだ、なんてやっていたら、それこそ時間をもったいない話で。それは気持ちの問題で、条例をつくる前に、そういう人間的なこういう進歩とかそっちのほうをやればいいわけで、そんなの明文化する必要はぜんぜんないと思って、無駄なことはやらないで、と思います。

**高山会長：**課題を吸い上げていくという意味では、本山委員、民生・児童委員の方々は、この差別ということに関して、今直面していることってあるのではないかな、と思いますが、いかがでしょうか。

**本山委員：**私たちは、高齢者の保護が中心で、障害者の方については、いろいろ勉強させていただいているのですが、地域の方、意外と知らないんですね。出ていらっしゃる方は、いろいろサービスを受けていらっしゃって、私たち手伝うことは何にもないんですけど、今度初めて災害時の要援護者カードを見て、このような方がいらっしゃった、と知る段階で、地元の方でも意外と分からないんです。外に出ていらっしゃる方は、見守りはできると思いますが、あとは私たち、言われないと何もできないような気がしています。差別とかの話の前段階の話だと思います。

**高山会長：**ぜひ民生委員の方々には、差別解消法の趣旨とか民生委員の役割についても一緒に、当事者部会などで一緒にできることを考えていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

啓発や住民の組織化とか、社会福祉協議会の役割になるわけで、この差別解消法に関してこれから取り組まれる可能性というのは何かありますか。

**小野澤委員：**具体的に何か、と踏み込んではいないのですが、先ほど精神の方の記述がかかるたでも少ないというお話があったと思うのですが、精神とか知的障害の方、失礼ですけども、肢体とか聴覚とか視覚障害の方というのは、割と日常的な生活の中で、顕在化しやすい。ところがやはり、精神障害の方というのは少なかったりするので、私どもとすれば今そちらの方の、形での吸い上げを地域のコーディネーター8人が区内に散って、それぞれの地域課題を吸い上げてくるという作業をさせてますので、そういった中で援護者、今も出た要介護援護者、全体の許可をいただいた名簿をいただいているのでそういった中で日常的に、どういった動きが見えるか、と今模索をはじめたところです。

今やっているのは、本当にわりと昨日も精神障害のある方の講演会などもあり、そういったかたちでの側面的な支援したり、という形にどうしてもなりがちなので、もう少し踏み込んだ形での活動が今後は求められるし、今、法人間の連携の会議を作ったばかりなんです。社協が中心となって社会福祉法人のネットワークの会議、そこでみなさんのいろんな情報を吸い上げながら、何ができるかというのを、議論している。そんな中でもぜひ活かしていきたいと思います。

**予防対策課長：** すいません。精神の方を所轄しています、予防対策課ですけれども、その関係で一点ちょっと補足させていただきたいかと思うんですが。特に今回初めて、かるたというかたちでお子さまを対象に作らせていただきましたが、なかなか精神障害の方に対しての、表現が難しい、といったことがございます。そういった意味でいいますと、具体的に精神障害の方ということに関しては、今回文章にするのが難しかった、ということがある。カレンダーについては、精神障害者の方について、記載ということで文章を加えさせていただいているところがあるんですけども、かるたのところを含めまして、精神障害の方に関してのということについては、一見しただけだとよくわからない場合があって、難しい部分がございますが、こちらのほうでも今後よく検討していきたいと思います。

**前芝委員：** ハローワークの場合は、障害者雇用促進法の中で、雇用の分野において障害者の差別の禁止、合理的配慮、相談体制の整備、ということで、事業主様で自律的に苦情処理体制を作っていく、ということが決まっているところです。私がいるのが雇用指導部門になるのですが、雇用分野で差別事例があるということで相談される方、圧倒的に多いのが当事者からの相談になります。そういった形で、去年からでてきているところですが、相談の数としてはまだ少ないのですが、私のところで相談があったときに、相談内容を拝見して、企業様にも確認させていただく、ということをやっています。ただ、今のところあがってきているので、28年度で3～4件というところです。虐待とかそういったことを含めて、やはり、最初会長からもお話があったように、ご本人様がこれは差別だとか、なかなか言える場所がなかなかなくて、難しいところがあると思うんですね。私共は雇用に関する部分ということになるんですけども、詳しいお話を聞いてですね、直接企業様と確認させていただくという中では、遠慮なくご利用いただいているハローワークに相談していただければ、と思っはいますが、相談件数としてはそんなに挙がっていない、というのが実情です。

**高山会長：** この協議会が特徴的なのは、民間事業者の方々がここにいらっしゃるところですね。そういった意味では、商店街、食品協会の方からみていかがでしょうか。

**寺澤委員：** 区内に56商店街があり、1,300ほどの商店があります。ここ10年以上、物販が非常に少なくなっていて、飲食店が増えている現状があります。なかなか後継ぎがいなくて空き店舗のところに入ってくるのが飲食店関係という感じなのですが、この

飲食店がなかなか商店街連合会に加盟してくれないところが多いんですね。先ほどおっしゃった車いすだとか、介護犬をつれてだとかの事例の中は飲食店関係が一番多いんじゃないかと思うんですけど、そういったこともやはり、今の商店街連合会の、年々お店が廃業してくのが多いものですから、そういったところもどのようにしていったらいいのか。と、今日の話とはすこしずれますけれども。

また、私は商店連合会の副会長をやっているんですけども、子供の硬式野球にも45年携わっているのですが、今日、スポーツ関係の方がいらっしゃらないのですが、今600、700人近く教えているんですけども、たまたまいる子供さんの中で、耳の不自由なお子さんなんですけども、その子は非常に野球が好きで、ただ接する指導する側がやはりその子の気持ちになって指導していかないと、今までの言葉だと、なかなか通じてくれないものですから、ちょっと大きな声になってしまうんですけども、非常にその子が野球が好きになって、そういった形でそういった子供さんたちも、やりたくてもやれない子もいるのではないかと加味して、区商連でやっているのにそういった野球の話をして違った話で申し訳ないのですが、そういったこともいろいろと共有できる部分があるんじゃないかと思っています。

**渡辺委員：**寺澤委員から飲食店のことが出ましたが、我々食品衛生協会は、ほとんどのお店が小さい飲食店になります。区内の飲食店は1万軒、もっとあるのかな、その中で会員になっていただけのはごく一部で、今回も障害者差別解消法が出来て、それをいかに周知していくかということに関して、会員になっているお店に関しては、本日のいろいろな資料を元に周知ができるのですが、会員になっていない飲食店の皆様にどういうふうにお知らせするか、これは、区と保健所さんとも相談しながら、いかなきゃいけないことだと思っていますけど、なるべく苦情が出ない形で進めていきたいと思っています。以上です。

**高山委員：**時間が限られていますから、最後、瀬川委員にまとめていただいて。

**瀬川委員：**今日いただいた資料の中で、2-3号ですか、いろいろな苦情ですかね、の事例一覧があって、すごい数だなと思って、もっともだなと思う部分と、ただ、視覚・聴覚の方の訴えは確かにそうなんだろうな、と思うので、もうちょっとどうにか、ここがやるのかっていうのは難しいことだと思いますけれども、少し解決できることはいろいろあるのではないかな、というふうに感じました。それに比べて、相談までに行くには数がすごく少ないな、という気がします。やはり相談というのは、自分の体のことを言うとか、関わっているところに文句をつける、というのはやりにくいことなので、この辺の相談がもっとたくさん出るような社会になっていけたらいいのにな、と思いました。

あと、精神のことで、かるたとかについてちょっと少ないという話がでたのですが、ここには小和瀬さんという、すごく意見のいろいろある精神の方もいますし、私たちも言うていただければみんな考えますので、ぜひ、声をかけていただければいいのにな、と思いました。

**高山会長：**貴重なご意見、ありがとうございます。今日最初の協議会ですけれども、この差別のその別途、協議することということは、ある意味いろんな側面があるということとはご理解いただいたと思います。それをどう整理していくか、どうモノサシを作っていくかということがあらためて重要なことだと思います。今日は最初ですけれども、来年度もどうぞよろしく申し上げます。それでは事務局から何かありますか。

**障害福祉課長：**それでは事務局から何点かお知らせいたします。まず、かるたについてですが、（精神障害に関しては、）確かに直接的に表記するのが難しい部分でもあります。作っている側としては、精神障害のことも入れた形で構成していて、本日出席している小和瀬委員の協力もいただきながら作成してきたところです。学校へ配布する際には、単純にかるたを渡すのではなく、障害の内容を理解してもらうために、先生向けに、それぞれの札の持つ意味を解説した資料も別冊で作りますので、それと一緒にお渡しすることにしています。ただかるただけを送って、遊んでくださいということではなくて、それぞれの一枚一枚の意味、札に対する解説を設けさせていただいて、一緒にお送りをして、それを使って学校の先生の方で活用いただければと、考えています。

もう一点ですが、今回はお忙しい中、昼間の時間帯にお越しいただき、まことにありがとうございます。当面の予定では年二回を考えてございますので、次は秋くらいを予定しているのですが、お時間帯ですが、例えば日中にやるより、次回はできれば夜が良い、そういったご意見があれば、後ほど事務局の方にご寄せをいただきたいと思います。なかなか、みなさんそれぞれのお立場の方に集まっていますので、毎回昼間は厳しいとか、夜間だとちょっと無理だとか、ご意見があると思いますので、そこにつきましても、ご意見をお寄せいただいて、どんな調整ができるかをこちらで考えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、本日お手元に、文京区障害者差別解消法支援地域協議会の運用について、という紙を配布させていただいておりますが、会議録等の取り扱いを記載しておりますので後ほどご確認ください。以上です。どうもありがとうございます。

**高山会長：**それではこれで終了します。本日はどうもありがとうございました。

以上